

厚労省は9月28日、公的年金の世代間格差に関する試算を公表した。

支払った保険料に対し、生涯いくらの年金を受け取れるのかを倍率で示したもので、会社員が加入する厚生年金では、70歳の世帯が保険料の5.2倍の年金を受け取れるのに対し、30歳以下の世帯は2.3倍にとどまった。この格差が依然として大きいことが浮き彫りになった。

年金額は経済成長によって左右されるが、「標準的」な成長のケースでみると、70歳（1945年生まれ）の世帯は、保険料を1000万円支払うのに対し、計5200万円の年金を受け取ることができる。一方、30歳（1985年生まれ）の世帯の場合、支払う保険料は計2900万円で、受け取る年金は6800万円にとどまる。倍率は年齢が若くなるにつれて低くなった。

自営業者らが加入する国民年金も厚生年金とほぼ同じ傾向が見られた。

これらの試算は、同省が年金財政の健全性を5年ごとに点検する財政検証に基づいて行われた。いずれも、平均余命まで生きることが前提となる。

厚生年金は、夫が標準的な収入（ボーナス込みで月収が平均42.8万円）の会社員、妻が専業主婦といういわゆる「モデル世帯」を想定している。

国民年金は、20歳から60歳まで保険料を支払うことが条件である。経済の見通しについては、高成長、標準的成長、低成長の3通りで試算されている。

（2015/09/29 読売新聞から）